

会

議

午前10時 0分開議

○議長（土屋 忍君） おはようございます。

開会前でございますが、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、議員の皆様におかれましてはマスコミの報道等によりましてご存じと思いますが、市内におきまして発生しました事件につきまして、改めてご報告を申し述べさせていただきます。

平成26年10月2日の夜、下田市内で母親が赤ちゃんの遺体を遺棄して逮捕された件についてのご報告でございます。

この事件で市内高馬のアルバイト店員であります女性28歳が逮捕されたところであります。警察の発表によりますと、自宅押し入れの中から赤ちゃんの遺体が遺棄された状態で発見されたことであります。

本件の家庭につきましては、下田市要保護児童対策地域協議会での把握ケースであることから、下田市福祉事務所等関係機関において訪問等の対応を行ってまいりました。ケースへのかかわりの中で、9月初旬頃から母親に妊娠の兆候があるという情報を得ましたので、確認に努めておりましたが、その都度、母親は妊娠を否定してまいりました。本人からの母子手帳の交付申請はされておられません。

平成26年10月2日、午前中に福祉事務所の家庭児童相談員が自宅訪問した際に親族から得た情報と、午後に本人が市役所に来庁した際に、身体的に腹部の膨らみがなくなった変化を確認したため、賀茂児童相談所に情報提供したところ、下田警察署にも情報提供するよう指示を受けたため、同日午後5時過ぎに福祉事務所職員と家庭児童相談員が下田警察署を訪問し、相談を行いました。その後、下田警察署が捜査を行い、同日の夜、逮捕したとのことであります。

逮捕の情報を受け、翌日の10月3日に各報道機関に対しまして、市のかかわりについて記者会見の形式で情報提供を行いました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（土屋 忍君） 出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
直ちに本日の会議を開きます。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 日程により、過日、決算審査特別委員会に付託いたしました認第1号から認第10号までの平成25年度下田市各会計歳入歳出決算認定10件を一括議題といたします。
これより決算審査特別委員長、伊藤英雄君より特別委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。
伊藤英雄君。

〔決算審査特別委員長 伊藤英雄君登壇〕

○決算審査特別委員長（伊藤英雄君） おはようございます。

決算審査特別委員長、伊藤英雄です。

議長の許可を得て、ただいまより決算審査特別委員会審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

1) 認第1号 平成25年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

2) 認第2号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

3) 認第3号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

4) 認第4号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

5) 認第5号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

6) 認第6号 平成25年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

7) 認第7号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

8) 認第8号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

9) 認第9号 平成25年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

10) 認第10号 平成25年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。

2. 審査の経過。

9月24日、25日、26日、29日、30日の5日間、中会議室において、議案審査のため委員会

を開催し、市当局より、野田教育長、高橋会計管理者兼出納室長、鈴木企画財政課長、稲葉総務課長、楠山税務課長、大石地域防災課長、鈴木市民保健課長、原福祉事務所長、佐藤環境対策課長、平山産業振興課長、土屋観光交流課長、長友建設課長、土屋学校教育課長、鈴木生涯学習課長、日吉上下水道課長、黒田施設整備室長、峯岸監査委員事務局長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案に係る現地調査を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 認第1号 平成25年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

2) 認第2号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

3) 認第3号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

4) 認第4号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

5) 認第5号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

6) 認第6号 平成25年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

7) 認第7号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

8) 認第8号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

9) 認第9号 平成25年度下田市下水道事業特別計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

10) 認第10号 平成25年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について。
決定、原案認定。

理由、おおむね適正であると判断した。

平成25年度、各会計の決算審査について。

決算審査特別委員会。

1. 一般会計における事務事業と決算について。

①平成25年度の決算規模は歳入総額111億6,123万1,107円（前年度比13.9%増）、歳出総額106億9,013万9,045円（前年度比14.5%増）となっている。

②歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億7,109万2,062円で、翌年度へ繰り越すべき財源395万5,000円と前年度から繰り越された4億1,349万4,170円を差し引いた単年度収支は5,364万2,892円の黒字となった。単年度収支に財政調整基金へ積み立てた5億144万9,000円を加え、取り崩した4億2,138万7,000円を差し引いた実質単年度収支は1億3,370万4,892円の黒字となった。

③歳入決算額は前年度比13億6,396万102円増加した。増加した主なものは、国庫支出金2億6,110万8,942円、県支出金2億5,921万2,318円、市債7億8,680万円などである。一方、減少した主なものは、使用料及び手数料1,132万7,561円、繰入金3,099万4,940円、繰越金451万7,100円などである。

④収入未済額は6億4,398万6,616円で、前年度比4億7,998万2,765円の減となった。

⑤不納欠損額は5,060万5,538円で、前年度比3,670万6,138円の減となっている。内訳は、市税が5,000万1,388円、分担金及び負担金が60万4,150円となっている。

⑥歳出決算額は前年度比で13億5,216万2,210円増加した。増加した主なものは、総務費3億1,026万4,278円、民生費8億4,609万4,063円、衛生費3億1,026万4,278円などである。一方、減少した主なものは、議会費365万9,907円、公債費6,950万1,155円などである。

⑦平成25年度末の一般会計における市債残高は前年度比6.7%増の79億7,317万4,101円と

なった。また、特別会計、水道事業会計を合わせた市債残高は180億3,005万3,369円で、前年度比1億9,889万8,434円の増となっている。

⑧財政指標は改善の傾向を示している。実質公債費比率が11.4%で前年度よりも0.7ポイント改善された。将来負担比率は62.8%で前年度よりも7.3ポイント改善された。前年度悪化した経常収支比率も86.8%で、前年度よりも2.1ポイント改善された。

⑨基金については、財政調整基金7億8,029万8,312円で前年度よりも8,006万2,000円増加した。庁舎建設基金5億6,742万9,128円で5,000万円増加した。教育振興基金1,149万8,032円で2,281万8,500円減少した。また、新たに創設した緊急地震・津波対策基金は8,993万3,000円、防災基金は2,445万9,000円の積み立てとなった。

⑩平成25年4月1日付で男11人、女2人、合計13人の職員を採用し、平成25年度当初の総職員数は246人である。なお、平成25年度中の臨時職員は25の職種で217人である。また、平成25年度中の退職者は16人である。今後は臨時職員の処遇改善が望まれる。

⑪職員の研修状況は、公務員としての基礎知識及び実務の習得のための新規採用職員研修に始まり、地域リーダー、新任監督者、管理者、クレーム対応とさまざまな研修制度が実施された。特にクレーム対応にかかわる研修制度の充実が望まれる。

⑫広報活動においては、広報「しもだ」の発行や月1回の回覧及びメール配信サービス、ホームページによる情報発信を行い、市政に対する理解を深めることに努めた。今後はより幅広いツールを活用した情報発信が望まれる。

⑬下田公園下の市有地等市有財産の管理に当たっては、有効活用に向けて積極的に取り組むことが望まれる。

⑭市税7税目の決算額は、29億7,016万670円で前年度比869万344円、0.3%の増となった。市民税は、前年度比1,693万4,174円、1.6%の減であり、市内経済の不況を反映している。固定資産税は、前年度比188万2,417円の増で、家屋の微増、収納率の向上が見られた。これに伴い都市計画税も前年度比55万5,586円、0.3%の増額となった。しかし、入湯税は前年度比256万8,745円、3.4%の減であった。

市たばこ税は2億2,359万1,492円で前年度比2,516万9,207円、12.7%の増であった。

⑮市税における不納欠損額は5,000万1,388円で、前年度比3,680万3,288円、42.4%の減であった。

収入未済額（滞納額）は4億6,791万8,412円で、前年度比3,003万9,410円、6%の減となっている。これは、静岡地方税滞納整理機構への滞納処分依頼件数15件、本税額4,023万

8,012円に対し、徴収額929万9,682円などの取り組みによるものである。

⑯市税調定額34億8,808万470円に対する収納率は85.1%で、前年度比1.6%増となったが、課税の適正化を図るとともに一層の収納率向上対策が求められている。

⑰国民健康保険税の調定額は13億900万3,847円に対し、収入済額は7億7,926万3,249円で、収納率59.5%、収入未済額（滞納額）4億6,671万583円となっている。

市税と国民健康保険税を合わせた収入未済額（滞納額）は9億3,462万8,995円となっている。

収入未済額（滞納額）50万円以上の滞納者は、市税で275人2億6,054万915円、国民健康保険税で299人2億9,249万7,519円である。したがって、適正課税を図るとともに収納率向上のための抜本的対策が求められている。

⑱防災対策においては、静岡県第4次被害想定、県地域防災計画を踏まえ、「下田市地域防災計画」の改訂を行った。さらに「下田市地震・津波対策アクションプログラム2013」や「災害時職員初動マニュアル」を策定した。

⑲防災施策の財源としては、県からの防災対策のための交付金3年分1億3,000万円を緊急地震・津波対策基金として積み立てた。また、国からの要請による職員給与の減額措置によって生じた2,445万9,000円を防災基金として積み立てた。

⑳25年度に実施された主な施策は、津波ハザードマップの全戸配布、海拔表示看板や避難誘導標識の設置、下田幼稚園や西本郷小山田地区の避難路整備などである。また、市内48の自主防災会の強化に向けて連絡協議会が設立された。

㉑地域防災計画への取り組みは第一歩を踏み出したばかりである。一方、自然災害においては近年、大雨被害（土砂災害、浸水被害）が増大している。これからも着実な防災施策の実行が求められる。

㉒消防については消火栓2基の新設とポンプ車1台の更新を行ったが、特に浸水域に設置されている消防団詰所の移転統合が何よりも急がれる。

㉓自立支援医療（更生医療）は、18歳以上の身体障害者に対し、更生のため確実に医療の効果が期待できるものに提供されるもので、平成25年度には68件、2,100万9,225円の公費負担額であった。

㉔重度心身障害者医療の助成は、助成人員561人、助成件数1万2,126件、医療費助成額4,373万4,949円であった。

㉕老人福祉については、市民2万4,230人のうち65歳以上人口は8,550人、高齢化率35.3%

となっている。したがって、福祉総合相談、心配事相談などの充実、給食サービス、在宅生活支援システムの確立、高齢者の生きがい・健康づくりなど一層の充実が求められている。

②⑥児童手当の受給者数1,311世帯、受給延べ児童数2万7,077人、支給額2億9,819万5,000円、児童扶養手当は、214人に対し9,055万5,540円が支給された。

また、子ども医療費の助成は延べ2万4,907件、4,529万2,251円が支給された。小学生以上は入院・退院とも一部自己負担を求めているが、他市町を参考に無料化を検討されたい。

②⑦母子家庭の医療費は、2,507件、613万9,284円が支給されている。

母子寡婦福祉資金の貸し付けは、平成24年度修学資金など6件680万円あったものが、平成25年度は3件153万3,000円となっている。

②⑧生活保護の相談件数は98件、そのうち保護申請件数は55件である。開始件数44世帯55人、廃止件数は38世帯39人である。

開始要因は、手持ち金の減少12件、傷病によるもの12件、失業4件、収入・仕送りの減少9件、その他7件である。廃止の要因は、死亡18件、収入の増5件、社会保障給付金の増5件、転出4件、その他6件であった。

②⑨生活保護扶助費は、平成24年度、5億5,627万8,535円、316世帯（372人）が、平成25年度には6億7,312万2,583円、322世帯（383人）となっている。生活保護世帯のうち、高齢者世帯が197世帯で61.6%を占めている。したがって、高齢者の支援がより一層求められている。

③⑩25年度の可燃ごみ収集業務は、民間委託計画に基づき一部地区を民間委託で実施したが、年間市収集可燃物4,982トンのうち、2,436トンが民間委託での収集量であった。

③⑪古紙処理委託については2社に委託しているが、4月から6月分、7月から9月分の2期分の金額については契約に基づいて処理されたものであるが、処理単価に誤りがあり指摘を受け10月より訂正された。今後慎重なる業務遂行が望まれる。なお、4月から9月までの2期分の処理費については適正な処理を望む。

③⑫ごみ持ち込み手数料の収入未済額が、1社で990万400円ある。平成26年9月現在、736万3,200円未納となっているので、全額早期収納及び再発防止に努められたい。

③⑬農業関係では、野猿及びイノシシによる農作物の被害が増加する中で有害鳥獣を防除するため、賀茂猟友会下田分会と駆除委託（63万6,300円）を結んだ。他に駆除の報償金117万7,000円を支給した。また、農林作物被害防止のための電気柵、防護柵の購入費の補助金を交付したが、地域からの駆除の要望も多くあるので一層の対策を望む。

⑳㉔寝姿山自然公園管理事業については、森林保険料、維持補修用資材とで8万6,000円とわずかな予算措置であった。当市において寝姿山自然公園は観光的にも経済対策的にも重要な位置づけであり、林道整備とともに計画を立て予算化して行くべきである。

㉕㉔猛暑が続き好天にも恵まれ、夏季海水浴客入り込み数は70万4,990人（前年度比5万3,120人増）となったが、年間を通じての観光交流客数は279万599人（前年度比13万4,511人減）、宿泊客数は78万4,179人（前年度比6万1,668人減）となり、東日本大震災の影響から増加回復した平成24年度と比べ大幅な減となった。

第4次総合計画に掲げられた数値目標値（平成27年度観光交流客目標数300万人、同宿泊客目標数90万人）達成に向け、効果的な施策を期待したい。

㉖㉔観光を全ての地域産業の魅力づくりと位置づけ、4つのプロジェクトを推進するための下田市観光まちづくり推進計画を策定した。また、この実施に当たり、世界一の海づくりプロジェクトにおいて、起業支援型緊急雇用制度を活用した「シーもん案内窓口」での情報発信業務等を実施した。

㉗㉔水仙まつりの入り込み客数は19万2,000人（前年度比2万2,000人減）、あじさい祭りの入り込み客数は12万100人（前年度比7,300人減）と、毎年著しい減少傾向にある。同様イベントは全国でも多数開催されているものの、当地域における歴史的・自然環境的な優位性を精査し差別化を図って広報事業に努めるなどの改善対策が早急に求められる。

㉘㉔海水浴場の管理運営については、夏期海岸対策協議会を通して地元区と密接に連携し、快適で安全な環境の確保に努めた。白浜大浜海岸における不法営業行為に対する改善対策が望まれる。各海水浴場で異なる地域環境のもと、より一層の利便向上とブランド力向上を図っていくことが望まれる。

㉙㉔第74回黒船祭は入り込み客数20万3,000人と、静岡県共催・観光庁後援のもと開催された平成24年度第73回に比べ2万9,500人減となったが、震災前の入り込み客数値と比較し微増傾向にある。下田市最大の観光イベントとして、さらなる発展を期待するところである。

㊀㉔ジオサイト整備事業により整備された田牛龍宮窟への来訪者増加に伴い、駐車場の不足が懸念されるので、この対策が望まれる。

㊁㉔尾ヶ崎観光案内所については、トイレの維持管理のみの実施であった。アロエの里遊歩道の整備計画も含め、現計画及び実施されている事業の見直しを図るべきである。

㊂㉔道路維持事業については、市道700路線、延長233.649キロメートルの管理を統一的かつ効率的に行うことによって利用者の安全、円滑化を図ることを目的とし、舗装修繕、側溝・

のり面の整備のため、市道宇土金線ほか48件を4,566万300円で補修工事を施工した。

また、市道の道路照明灯のランニングコスト縮減を図るため、849万2,400円でLED化更新工事3件(35基)を施工し維持管理に努めた。

また、地元からの修繕要望に応じて、市道敷根1号線ほか67件を436万7,558円で修繕し、市道御蔵辨天通り2号線ほか21件の原材料を85万4,526円で支給した。

④③交通安全施設整備事業においては、道路交通の安全性を確保するため、防護柵、道路反射鏡の整備のため、市道大浦鍋田通線ほか5件を349万9,650円で施工した。また、地域の要望に応じて、反射鏡、防護柵の修繕を市道田牛海岸線ほか5件を39万9,945万円で施工した。

④④市で管理する道路橋においては、今後老朽化が増加していく中で、従来の事後的な修繕、架け替えから、定期的点検において計画的な管理、長寿命化策で安全性を確保し、信頼性の向上が図られている。長寿命化修繕においては、寝姿橋耐震補強工事が4,831万円で施工された。

④⑤河川維持事業においては、市内準用河川42本、普通河川123本、98.9キロメートルの維持管理は、近年の異常気象により、その地域の溢水対策のみならず、河川環境、安全面からも良好な管理が要望されている。これらの要望に応え、普通河川荒増川ほか5件を499万9,050円で施工した。

④⑥排水路維持事業においては、山間地を流れる小河川(排水路)は、近年の集中豪雨や台風により、溢水や護岸の決壊をもたらすことがしばしばあり、地域住民より整備を要望されている。これらの要望に応え、河内地区排水路ほか5件を599万8,650円で施工した。

④⑦まどが浜海遊公園清掃等管理及び下田港柿崎海岸の水門管理においては、下田市振興公社及び柿崎区へ委託されているが、夏場のごみ廃棄物対策、広場の利用方法及び駐車場の利用方法についても県との協議の上、有効かつ適正な運用が望まれる。

④⑧市営住宅維持管理事業については、下田市市営住宅条例に基づく管理戸数は150戸であるが、現在入居しているのは97戸である。今後は、老朽化した住宅の廃止を含め整備計画の策定が望まれる。

④⑨住宅改修建替支援事業においては、東海地震が切迫しているとの認識のもとに、個人の耐震対策を推進するため専門家診断17件を76万5,000円で行ったが、申請が煩雑過ぎることや、相談窓口やシステムの複雑さにより計画目標より大幅減であり、積極的取り組みが望まれる。

④⑩急傾斜地崩壊対策事業においては、河内松尾において測量業務を150万円で実施し、吉

佐美多々戸において工事費4,800万円、受益者負担480万円で、県営により急傾斜地崩壊対策事業が施工された。ただ、この事業は受益者負担率10%で、他市に比べ非常に高く申請率も低いことから、受益者負担率の見直しを含め、負担金条例を制定する必要がある。

㉑保育料未納件数が著しく増加している。徴収方法について抜本的な見直しを図り、負担の公平性と歳入の安定的確保を強く望む。

㉒市内全小中学校にALT（外国人講師）や社会人の派遣による担当教師支援を行い、英語の授業や小学校外国語活動の充実を図った。今後も児童生徒の学力、知識向上に努められたい。

㉓各学校において、避難経路や学校防災マニュアルの見直し、それに伴う備蓄品確保や避難訓練の検討及び実施を地域とともに行うなど、より実践的な防災対策を行った。

㉔下田市教育振興基金を活用し、市内7小学校に教育用PC計194台を1,974万円で整備した。同設備を利用したICT教育のさらなる充実に努められたい。

㉕下田市立給食センター建設に向け、平成26年度までの2カ年の債務負担行為による建設工事設計業務のうちの基本設計業務を120万8,550円、建設用地の地形測量業務を126万円、同地質調査業務を199万9,200円にて実施した。

㉖下田市幼稚園・保育所再編整備基本計画に基づき、認定こども園造成工事3億5,810万2,250円（債務負担、平成25年度分）、同建設工事4億7,967万4,650円（繰越明許）、同建設工事監理業務269万8,500円（繰り越し）を執行した。また、廃止された認可保育所2園、地域保育所2園の整理、新体制の移行作業、新園の開園準備等を実施した。引き続き児童福祉、子育て支援の環境充実に努められたい。

㉗認定こども園建設事業完了後の整備費追加が多く見受けられる。今後の大型事業実施に当たっては、実施設計段階での適切な調査並びに委託業者への指導体制の強化が求められる。

㉘幼保施設並びに給食調理場に従事する職員の雇用形態に不合理な状況が見受けられる。再編整備基本計画による事業の過渡期であることが起因と見受けられるが、整備実施完了後は早急かつ適切な処遇改善を図られたい。

㉙竣工から25年が経過した市民文化会館では、設備全般にわたって老朽化が著しく、今後必要となる計画的改修の財政負担が課題となっている。リニューアル計画の遂行に当たっては、より効果的な対策を講じるよう望む。

㉚新庁舎建設関連事業として、敷根公園の地質調査業務が346万9,200円で執行された。しかし、調査結果が明らかになった時点では、庁舎位置議論は敷根公園から現在地、伊豆急駅

周辺に移っていた。庁舎位置決定と地質調査との関連性が議論された。

2. 特別会計等決算について。

①国民健康保険事業特別会計決算について。

○国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算状況は、診療報酬支払準備基金へ1億円積み立てに加え、実質収支は2億4,284万5,178円残額となり、前年度と比較して好転している。その要因は、歳入において国民健康保険税（2.05%）の増額改定と収納率が向上したことと、歳出において診療報酬誤請求による2病院からの返納金（6,960万2,085円）及び保険給付費の減（前年度比1億2,931万8,412円の減）が主なものであった。

②下水道事業特別会計決算について。

○平成25年度中の接続戸数は29戸88人あり、その合計は2,964戸、7,413人となり、水洗化人口率は68.8%となった。

○下水道事業は、昭和49年度の事業開始以来39年が経過し、平成4年度には施設の供用を開始している。本年度は処理施設の耐震対策や耐用年数を迎えた機器設備の長寿命化対策を行った。

○公共事業費は、1億401万1,718円で幹線管渠築造1,093メートル、単独事業費は1,116万9,065円で枝線管渠築造51メートルの工事を実施した。この結果、整備済み面積は276.72ヘクタール（昨年度対比9.41ヘクタール増）となり、88.1%の整備率となっている。

○収入未済額は、受益者負担金424万5,920円、使用料で1,176万1,903円であり、昨年より減少してはいるものの、さらなる未済額の縮減に努めるように要望する。

③水道事業会計決算について。

○年間有収水量は362万4,730立方メートルと、前年度比4万5,754立方メートルの減少となった。供給単価は、1立方メートル当たり173円40銭と前年度比44銭の増となり、有収水量1立方メートル当たりの利益は10円17銭となり、前年度比3円76銭の減少となった。少しでも市民の負担を少なくするような経営努力を望みたい。

○年間の配水管破損は33件となり、昨年より10件増加した。石綿管は524メートルの布設替えを行ったが、まだ1万6,901メートル残っている。また、塩ビ管の老朽箇所も多くなっており、さらなる漏水防止対策が必要である。

○近年人口の減少等、水の需要が減少しているが、無効水量も配水量の20%に当たる92万9,438立方メートルが発生している。さらなる有収率の向上に努められたい。災害に対しても安心して供給できるよう早急な耐震工事を推進し、市民に安心・安全でおいしい水を供給

することを要望する。

○配水池については、耐震性や未契約の問題もあり、今後、水道ビジョンにより抜本的な解決が望まれる。

なお、市長に提出を求めた資料及び現地調査実施箇所につきましては10ページでございますので、ご参考にご覧いただければありがたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（土屋 忍君） ただいまの決算審査特別委員長の報告に対し質疑を許します。

高橋富代君。

○10番（高橋富代君） 長い時間をかけて大変立派な報告書をつくっていただいてありがとうございました。監査として足りないところも随分やっていただいたと思います。まずは感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

そして、一つお伺いしたいのが、この50番の急傾斜地の関係でございます。

受益者負担の見直しを含め、負担金条例を制定する必要があるということでご指摘いただきました。この急傾斜地については、実際寄附金として受け入れており、本来は寄附金という受け方はよくないということは以前から皆さんご指摘もされてきたことだと思えます。私もそのあたりは十分承知しているんですが、ただ、寄附金ではなく条例を制定してしまった場合に、かえって利用しにくい状況になるのではないかというふうに私は考えているんですけども、決算委員会の中での質疑はどういうふうになっていたのかお伺いをいたしたいと思えます。

〔決算審査特別委員長 伊藤英雄君登壇〕

○決算審査特別委員長（伊藤英雄君） 委員会の審議の中では、負担金条例をつくって、入るお金の性質を明らかにするといった議論はありましたけれども、それによって申請が煩雑になる、手続きしにくくなるという議論はありませんでした。

○議長（土屋 忍君） 高橋富代君。

○10番（高橋富代君） わかりました。

負担金条例については、本来はすべきだというのはよくわかりますが、自治法上違反しているということになると、また大変大きな問題なので、もちろんやったほうがいいということになるのかもしれませんが、そのあたり少し当局に関しては私は慎重に考えて、より住民の皆さんが使いやすい方向でやっていただけたらなというふうに思いますが、今回指摘していただいたのは一ついいことだと思えます。ありがとうございました。

〔決算審査特別委員長 伊藤英雄君登壇〕

○決算審査特別委員長（伊藤英雄君） 当局及び担当する所管課の委員会において慎重に、かつ積極的な審査が望まれると思います。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって決算審査特別委員長に対する質疑を終わります。

決算審査特別委員長は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

これより各議案について討論、採決を行います。

認第1号 平成25年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） おはようございます。

認第1号 平成25年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については、不認定とすべきものとの立場からの反対討論をさせていただきます。

第1に、平成25年度4月、下田観光まちづくり推進計画「快国のまち下田を目指して」、
「営みが活きるまちへ」の編が策定され、公表されているところであります。観光を下田市の基幹産業と定め、今日の低迷状態から脱却するために、来遊客に対する安全対策あるいは防災対策を講じ、「自然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」をつくっていただくとしているわけであります。

そして、平成25年度から27年度までの3カ年計画によります4つのプロジェクトを提案しているところでございます。「美しい里山づくり」、「世界一の海づくり」、「30カラーズ」のプロジェクト、そして「美味しいまちづくり」であります。これらの事業の結果が、実施をしたという結果はありますが、その成果や内容についての評価が残念ながら当局としてなされていないのではないかと思うわけであります。

例えば、世界一の海づくりでいえば、安全・安心、健全な海水浴場の運営が求められているわけであります。白浜大浜の不法営業問題は大きな問題であります。解決すべき問題である、議会も当局も捉えているところであろうと思いますが、25年度におきましては、その具体的な解決の手だてはとられていない、むしろ放置をされていたと言っても言い過ぎではないと思うわけであります。

次に、公正公平な行政運営がなされてきたのか、この点から見ますと、株式会社栄協との不正常な関係は是正がされていない。下田配水池用地の賃貸借契約は、文書契約の更新がなされていないわけであります。年60万円程度の賃借料を、600万円を要求してきたと、こう言っているわけでありますが、どうしてこんなことになってしまっているのか明らかにしていないと思うわけであります。

そして、前石井市長は、広瀬氏から下田配水池用地を貸す見返りを求められ、家庭ごみの収集を平成24年度から委託し、平成25年度も継続がされているわけであります。さらに、リサイクル分別収集した有価物の特権的な処分権を株式会社栄協に与え続けているわけであります。

平成23年6月議会での私の一般質問のまさに指摘した真実性が、平成26年5月14日、東京高等裁判所で、その判決で明確にされてまいっているわけであります。理不尽と言うべき経緯によって、市の臨時職員6名が失職したこと、首を切られたこと、古紙、アルミ缶・スチール缶類の買い取り価格の決定に不正利得の仕組みがあると、明確に高等裁判所の裁判官は指摘をしているわけであります。

さらに、古紙類処理委託料、トン当たり500円支払うという契約となっているわけであります。下田市は、トン当たり栄協メンテナンスに500円の支払いをするという契約にもかかわらず、トン当たり1,000円も支払ってきているわけであります。平成24年1月から平成25年9月まで、9カ月間もこのような誤った支払いがなされているわけであります。どういうわけでこのような誤りが起きたのか、この原因も明らかにされていない、当局に明確な姿勢がない、こう指摘をせざるを得ないと思うところであります。誤りが起きた原因を明らかにするとともに、早急に返金を求めていく、この是正が求められていようと思います。

次に、3点目といたしまして、下田市新庁舎等建設問題は、前市長が拙速にも敷根公園案を決められました。この決定でよいのかという問いを楠山市長は発せられました。この点は私は高く評価するものであります。

しかし、下田市新庁舎建設基本構想及びその基本計画についての審議会の答申が出されているわけであります。この答申をないがしろにして進むというような姿勢は許されないと思うわけであります。敷根公園案に、ここに新築をすることでよいという答申を審議会が出しているわけでありますので、これを見直していただく、こういう諮問を出し直し審議をしていただく、こういう姿勢が当然求められていようかと思えます。ぜひともこのような姿勢に立っての運営を望みたい。

「まちづくりの理念を含めまして、中心市街地に庁舎はあるべきと考えている。津波浸水域であっても、津波に耐えられる庁舎ができるなら検討すべきだ」、平成25年9月議会で市長は、答弁は明確にこのように答弁がされているところでございます。これらの答弁は、まさに私は評価されるべき答弁である。市長の理念と夢を掲げた新庁舎への理想がうかがえるからであります。

今また第4案と言うべき敷根地域案を進めております。まさに夢を捨てた市長及び理念なき当局の批判がされてしかるべきであろうと思うものであります。庁舎の位置は、市民の生命・財産を守る防災計画の一環としても慎重に検討されるべきものと考えます。市民の多くの要望は、早急に位置を決定するのではなく、市民の合意をきっちりとり、慎重な審議をしてほしい、これが多くの市民の考えている、楠山市長に期待をしているところであると私は理解をしております。

次に、決算審査報告書の58番におきまして指摘をされておりますとおり、臨時職員に対します対応、市の職員に対します労働環境の問題を指摘をせざるを得ないと思います。

58番の指摘は、特に幼保の施設など、あるいは給食施設とその管理にかかわる臨時職員あるいはパート職員の形態のことを触れているわけではありますが、教育委員会の臨時職員・パート職員を中心としながらも、全ての臨時職員・パート職員の対応を長時間労働や労働形態のこの不合理な状態を、58番、読み上げますと、「幼保施設並びに給食調理場に従事する職員の雇用形態に不合理な状況が見受けられる」、まさに重大な指摘であります。25年度決算が、このような指摘の上に認定されるべき内容でないことは明らかであろうと思うわけであります。

私は、決算の不認定とは、26年度の予算執行において、そしてまた27年度の新たな予算作成において、きっちりこのような指摘が生かされるような運営を当局に求めるそのための決算審査である、こういう立場に立つ限り、認定をしていくような姿勢はまさに当議会のなすべきことではない。不認定とすべきことこそ、この本議会が結論を出すべき内容であると確信をしているところであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） 平成25年度決算審査について、賛成の立場から討論いたします。

決算審査そのものは、基本的には当年度につくられた予算が適正な手続でなされているかというふうなことの検証であると思っております。その結果についての市民生活向上にどれだけ帰したとかいうふうな問題に関しては、これは当然決算委員会において審議されることではありますが、それをもって決算審査そのものの適否の基準にするというわけではないと思います。

そのような意味から言いますと、総体として平成25年度の予算の執行においては、一、二、指摘された誤り等々もありますが、それもしっかり指摘され、その是正の方向も示されております。というふうなことも総合的に見まして、決算は認められるものであるというふうに思っております。

また、反対者から指摘されました点について若干答えていきたいと思っておりますが、まず白浜大浜の不法営業状況についてですが、これはもうずっと毎年指摘されております。それがなかなかそういう不法状況が払拭されないというふうなところの原因は何かということにおいては、もっと我々は現状をしっかりと把握しながら対策を立てていかなければならないと思っております。

また、海水浴場の状況というのも年々物すごく変化しております。海水浴客のニーズも変わっておりますし、また、受け入れ側の各区の体制もどんどん変化しております。そのような中で、一番どのようにしたら海水浴客に快適な海水浴場を提供できるかという問題については、単に海水浴場条例で取り締まればよいという問題ではないわけですし、じゃ、浜地のサービスを海の家等々で提供すればいいのか、これもなかなか難しい問題があります。特にコンビニ等々がどんどん増えている状況の中においては、これもなかなか難しい状況にあります。しかし、何とかしなければなりません。これは一朝一夕になかなかできない問題ではありますが、その方向に向けて当局もいろいろ頑張っているというふうに思っておりますし、議会においてもその点、指摘は毎年のようになされております。その点については、今後も状況、進展を見守りたいというふうに思っております。

2点目の公平な行政運営がなされていないのではないかという点においてです。この指摘については、私は沢登議員の指摘に多々共鳴するものがあります。

監査報告においても指摘されております。一般会計においては、有価物である古紙類の引き取りを委託するためというところで、規則による一貫性と公平性が損なわれるような委託契約がなされている。これとまた関連しますが、水道会計においても、土地所有者との賃貸借契約が未締結であり、このような正常でない状態を是正するとともに、適切な権利保全

の事務処理を早期に執行されたいというような指摘がなされております。

この指摘の背景というのか、もとになるのは、先ほど沢登議員が指摘されました株式会社栄協と沢登議員との間の訴訟のことだと思います。そして、平成26年5月14日の判決において、東京高等裁判所は次のように指摘をしております。ちょっと引用させていただきます。「下田市は、控訴人広瀬から出された当初の賃貸借契約解除の目的とされる育林事業とは全く無関係の要求に対し、それに安易に応じて、控訴人会社に利益となる家庭ごみ収集業務の委託を決定するに至っている。また、家庭ごみ収集の委託を受けることで、控訴人会社は当然利益を受けているわけであるが、下田市が家庭ごみ収集委託の実施を決定するまでの経緯からすれば、その利益は本件用地の賃貸借契約の解除をしないことの見返りとして得られたものと言わざるを得ない。これは控訴人会社が下田市の弱みを握っていた利益であり、下田市は毅然とした態度をとらず、事なかれ主義的対応で事態をおさめたものであるから、不正な利益供与と言わざるを得ないものである」、裁判所でこのように断定的に言われております。このような状況を我々はしっかりと受けとめて、その改善に向けて全力で取り組んでいかなければならないというふうに思います。

しかしながら、先ほども言いましたとおり、決算の認定におきましては、その予算が適正に執行されたかという点に判断基準があるわけでありまして、このような不正な状況があるからといって、予算執行が全く不正になされたというふうには思っておりません。誤りも幾つか示されましたが、その是正の方向も同時に示されて、その方向に向けて当局も行くというふうなことでありますので、この点に関しても決算を認めていいのではないかというふうに思っております。

あとは、新庁舎の問題は、具体的にはどういうことなのか反対者の意見がよくわからないんですが、市民に対する説明が不足しているのかなというふうな、そういうふうな捉えてよろしいのかと思いますが、25年度全体に関して、新庁舎建設に対する行政の立場というのは、ある意味混迷と言っては言い過ぎかもしれませんが、いろいろと変わっていたという状況があります。

その中でも、市民に対して十分に説明がなされなかったのかというふうなことでもないというふうには思っております。平成26年1月31日には市民文化会館で市民に説明会を開催しておりますし、その前には市政懇話会を市内6カ所で10月から開催し、その中において市役所の状況についても当局側からの説明がなされました。また、全員協議会にも平成25年2月、あるいは平成25年の、何月でしたっけ、なされておりますし、全く市からの説明がない

というふうなことではないと思います。

建設予定地が二転した、あるいは三転したということに関しては、市の当局の問題もあるでしょうし、その問題が今現在にも、26年度にもずっと続いているわけではありますが、しかし、ここの過程において決算上の不適正ということはないというふうに思っております。

臨時職員の問題に関しましては、これは決算委員会においても審議されました。特に、臨時職員の待遇が正職員に比べて非常に悪い状況にあるのではないかという点については指摘されました。同時に、正職員についても、その定員が適正であるのかどうなのか、仕事の内容がどんなであるのかという点も指摘されまして、そこら辺についての審議はしっかりなされております。

やはり、何回も言うようですが、その過程において市の予算執行上の過誤がこの件に関してもあったとは思えません。総体として、議会用語で言う「やむを得ないものであったとして認める」、これが25年度決算報告に対する賛成者からの意見です。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、認第1号 平成25年度下田市一般会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 5分休憩

午前11時15分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、認第2号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第2号 平成25年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第3号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第3号 平成25年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第4号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第4号 平成25年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第5号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第5号 平成25年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第6号 平成25年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第6号 平成25年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第7号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第7号 平成25年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第8号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第8号 平成25年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第9号 平成25年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第9号 平成25年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

次に、認第10号 平成25年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は原案認定であります。本案は特別委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、認第10号 平成25年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定については特別委員長の報告どおりこれを認定することに決定いたしました。

以上で認第1号から認第10号までの平成25年度下田市各会計歳入歳出決算認定については全部終了いたしました。

◎委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第37号 平

成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）、以上13件を一括議題といたします。

これより各常任委員長から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、竹内清二君の報告を求めます。

竹内清二君。

〔産業厚生常任委員長 竹内清二君登壇〕

○産業厚生常任委員長（竹内清二君） 下田市議会議長、土屋 忍様。

産業厚生常任委員長、竹内清二。

産業厚生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託した議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

1. 議案の名称。

- 1) 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。
- 2) 議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）。
- 3) 議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。
- 4) 議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）。
- 5) 議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。
- 6) 議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。
- 7) 議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）。
- 8) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）。

2. 審査の経過。

10月2日の1日間、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より鈴木市民保健課長、佐藤環境対策課長、平山産業振興課長、土屋観光交流課長、長友建設課長、日吉上下水道課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算(第3号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(土屋 忍君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(土屋 忍君) これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

次に、総務文教委員長、小泉孝敬君の報告を求めます。

小泉孝敬君。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） 総務文教常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告します。

記。

1. 議案の名称。

1) 議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

2) 議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

3) 議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

4) 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

5) 議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

6) 議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）。

7) 議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（人件費）。

8) 議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

9) 議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（人件費）。

10) 議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（人件費）。

11) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）（人件費）。

2. 審査の経過。

10月2日、3日の2日間、第1委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より野田教育長、鈴木企画財政課長、稲葉総務課長、黒田施設整備室長、楠山税務課長、大石地域防災課長、原福祉事務所長、土屋学校教育課長、鈴木生涯学習課長、須田議会事務局長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

あわせて、関係議案にかかわる現地視察を行い、審査に万全を期した。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3. 決定及びその理由。

1) 議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、本委員会は次のとおり附帯意見をつけることを決定したので申し添えます。

保育士、幼稚園教諭の臨時職員については人数も多く、通算した雇用期間も長期にわたり、職務内容も役職を除けばほぼ同じである。しかるに賃金の格差は大きく、役職等の処遇も公平公正にすべきである。

よって、臨時職員と正規職員の賃金格差等の処遇改善を強く求めるものである。

2) 議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

なお、本委員会は次のとおり附帯意見をつけることを決定したので申し添えます。

新庁舎等建設候補地については、前市長の決定を変更し、市長の提案された候補地も二転、三転し、混迷を深めた。

こうした経緯から市民の関心も高く、不安も大きく、今回市民懇話会の中で説明されることであるが、これを十分とせず今後も丁寧な説明を繰り返す中で市民合意の形成に努められたい。

5) 議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算(第1号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上です。

○議長(土屋 忍君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し質疑を許します。

沢登英信君。

○7番(沢登英信君) 議第32号から順に個別に質問させていただきたいと思います。

議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定でございますが、この条例の制定によって、下田市の子育て支援や幼児教育が現状より向上するのか、こういう疑問が大きな疑問としてあろうかと思えます。この条例がどういう意味合いを持っているのかという点についてどのような議論がされたのか、まず、お尋ねをしたいと思うわけでありませう。

そして、具体的には、この基準につきましては認可主体が都道府県になっております。静

岡県になっていると。したがって、1人の保母さんが6人の子供を見るとか、あるいはそのような具体的な措置と申しますか、言われる基準については、恐らく県条例のほうで定められるということになるかと思うわけでありませう。

この条例の案文を読んでいきますと、国の示す基準どおりということ、具体的な基準が定められていない、こう思うわけでありませうが、県における認可主体としての特定保育教育あるいは保育施設、具体的には認定こども園という名称になっておりますが、これは、現在市が行っております認定こども園とは全く別のものであると。児童福祉法24条の1ではなくて、24条の2項に基づく法人、いわゆる民間の団体が行う認定こども園の基準ということになるかと思ひます。

そう申しますと、現在下田市で公立で行っております認定こども園の基準と同等あるいはそれ以上のものであるべきであると私は考えるわけでありませうが、それらの基準について、どのようにこれまた議論をされ把握されているのか、2点目としてお尋ねをしたいと思います。

さらに、保育に欠ける子供については、ご案内のように措置をするという制度であったものが、介護保険と同じように、保育の必要度を認定して、ご両親がそれぞれの保育所・施設と契約をする、こういう方向に持っていこうということであろうと思ひます。

したがって、市当局が保育度については認定するという事になっていようかと思ひますが、どのような形でその事務が行われるのかという点を3点目としてお尋ねをしたいと思います。その点の議論をしているのかしていないのかということでありませう。

それから、措置費にかわるものが、たしか公定価格とかというような形での内容になっていようかと思ひますが、これらの公定価格はどのように決められ、どのように支給されることになるのか。そして、当然市が行っている認定こども園につきましては、このような公定価格についての支払いはされない、こういうことになるのではないかと思ひますが、そこら辺の問題はそういう理解でいいのかどうかお尋ねをしたいと思います。

そして、来年3月までに子供の支援計画を立てる、こういうことがこの条例の制定とともに支援計画を立てて子育て支援を前進させていくと、こういう仕組みになっていようかと思ひますが、その支援計画、保育計画についてはどのように当局が審議をして、3月までにつくるということになっていようかと思ひますが、どういう手続を踏んで具体的にこの条例が実施されることになるのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） それでは、沢登さんの4項目の質問と。

この条例の意味合いですが、国においては、今後質のよい幼保の一体教育を求めているんですが、下田市の場合、現在認定こども園を中心に幼保の一体のところがあり、民間の保育所があり、現在の人数その他においては今の現状で、この法律自体が待機児童とかそういったものをなくすための将来的な流れですが、現在、下田市の場合は認定こども園と保育園のところで中心にやっていくということで、今の現状を維持していくという説明というか、そういう話を議論をしました。

あと、こども園、現在民間で2者あるんですけれども、これはあくまでも下田市としては公的なもので、認定こども園もそうですけれども、将来的にも、今現状では民間に委託じゃなくて公的なものでやっていくという、そういったものでやって、すぐには民間になる、そういうことにはならないだろうと。我々も委員会の中でも、そういったものではなくて、市が当然やっていくべきがいいだろうというふうな議論がありました。

あと、3点目が保護者の問題で、事務の手續の問題ですね。これは、具体的には委員会の中ではそういった話はなかったです。委員としての討論はされていません。

来年3月に向けての支援の計画、委員会の中では、保育状況といいますか、現在の保育士ですとか、そういった内部で働いている人たちの改善を求めることによって、保護者なりそういった親御さんたちの要望に応えられる、そういった保育ができるんじゃないか。だから、結局は先に保育園内でのそういった内部の職員の改善が先じゃないかというようなことを中心に議論がありました。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君。

○7番（沢登英信君） わかりました。現在の公立の保育所の方向で進めていくということが私もよいのではないかと思います。

ただ、その点で、現在の保育料が、この制度の改正によってどうなっていくのかという点についてだけ質問をさせていただきたいと思います。

[発言する者あり]

○7番（沢登英信君） そういうことが議論されたかどうかということですね。

次に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございますが、ご案内のようにこれは平成14年度から下田小学校で、20年度からご案内のように稲生沢でやられていると思います。お母さん方の要望も各学校でやってほしいよと、

こういう要望も出ていようかと思うわけではありますが、これが要綱から条例になることによって大きく前進する点といたしますか、そういう点はどこにあるのかという点を1点お尋ねをしたいと思います。その点についての議論がどうされたかという点について。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） まず最初に、保育料については、具体的な委員会としての幾らがいいんだ、何だと、そういう議論はありませんでした。

2点目の放課後の、これは、国においては女性の社会進出だとか、あと子ども・子育ての、いわゆる幅広く放課後の児童の面倒を見ていくというような流れがあるんですが、下田市においては現在、稲生沢と下田の2校が放課後の児童を預かっているわけですが、特にいろいろな形でニーズをとったところ、高学年に行くほどなかなかそういった要望もないんですが、ただ、委員会の中では、細かくニーズを調査すれば、恐らく将来的にはもっと活用したいという人が増えるだろうと。そういった面では、送り迎えだとかそういったものを充実して、各稲生沢、下田以外でも希望があるんじゃないかというような議論はされたんですが、今のところ全体のニーズをやっていくと、いわゆるその2校で、定数である程度カバーできるんじゃないかと。夏休み等は増員して特別に増やしてやっているの、今の体制ではそういった形では人数的には対応して、将来的にはそんな細かいニーズも含めて、いわゆる送り迎えですとか地域のいろいろな細かい要望を聞いていって、ニーズをもっと確かめたほうがいいだろうというような、そういった意見は何件か出されて議論をしました。そこまでの議論です。

○議長（土屋 忍君） 沢登英信君、3回目です。

○7番（沢登英信君） そうですか。全部まとめてやりましょう。

第34号でございますが、これは、実態的には多くの死亡事故を出している現状の中で、きっちり基準をつくって、そういう小規模の事故が家庭的保育の中で起きないように、こういう制定の趣旨がまずあるかと思うわけでありまして。そういう観点から見ますと、この定めの内容は国の基準どおりだと、こういうことではないかと思うわけでありまして。

具体的には、16条の食事の搬入の問題であるとか、29条、31条、44条、47条の職員の基準等についてであります。満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人と、こういうことで規定をしておりますが、下田市の実態からいえば、5人につき1人というような実態で進められているのではないかと思うわけでありまして。

そして、「満3歳以上4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人」と、こう書いてございますが、ぜひともこういう幼児、ちっちゃい子につきましては、これから新たにできる施設ということでいえば15人について1人、そして4歳以上の児童、おおむね30人につき1人の保母さんでいい、こういう規定を定めているわけでありましたが、むしろ20人に1人と。少子高齢化が進んでいく下田市のこの現状の中では、保母さんや支援員等にかかわる子供の数を少なくして、より充実した保育ができるような仕組みにすべきではないかと私は思うわけでありましたが、この辺の基準についてはどのように議論がなされたのかお尋ねをしたいと思います。

それからさらに、補正予算の26年度一般会計補正予算、第35号の点についてでございますが、附帯意見をつけられているというわけでありまして。

そういう点からいきますと、やはり審議会の答申も得ないまま、第4の候補地の測量をすると。860万余の予算の追加予算が出ているわけでありまして、これらについてはやはり修正をすべき内容を含んでいるのではないかと。この予算で議決するというのではなく、手続をきっちり踏んで、市民のそれなりの合意を得た上で事業実施をしていく。そうでありませんと、25年度におきます敷根のこの調査費と同じような無駄なお金を使うということになりはしないかと私は思うわけでありまして。そのような配慮の中から、この附帯意見が出されたものという思いもいたしますが、その点について内容をさらにお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 委員長。

〔総務文教常任委員長 小泉孝敬君登壇〕

○総務文教常任委員長（小泉孝敬君） まず最初の第34号の家庭的、この件に関しましては、下田市の場合、現在そういった要望もなければ、実際にはないものですから、委員会の中では細かいそういった話は、当局の説明だけで話はありませんでした。

議第35号の中での附帯意見についてでございますが、これは、施設整備室での予算が——庁舎の候補地の。これは今までの経過、去年からの経過その他、今なぜ必要かというようなところから入りまして、いわゆる民間の土地で10月から市長が須原を皮切りに15カ所で十分に説明していく上にも、そういった調査自体は必要であろうというような議論から入りまして、いわゆる諸問題で意見が出まして、傾斜地の問題ですとか、前に住民説明会でやった液状化、または南側の土地の状況ですとか、それから土地のかさ上げの問題だとか、あとは大きく交付税を含めたスケジュールの件ですとか、ありとあらゆる面の意見が委員の中から出

まして、そういった面で総合的に皆さんの意見を集約する中で、今回調査するに当たっても、まさに先ほど沢登議員が言われたように無駄にしてはいけないと。無駄にしてはいけないからこそ、去年やったのが無駄かどうかは別にしても今回無駄にしてはいけないと。そのためにも、候補地を提示して絞っていくためにも調査、それと住民に、これ10人が10人賛成をするのはなかなか難しいだろうけれども、できるだけ多くの人が理解してそういう合意をするには、繰り返し繰り返し説明することが大事だろうという、委員会の中でもその件がほぼ半分ぐらい、こういった説明をしていくほうがいいだろうというところまで踏み込んで議論をしまして、この基本構想その他、前回の調査とはまた別の意味合いの、いろいろな形でプラスに持っていくためにも説明会は数多くやったほうがいいだろうというようなことで、こういった附帯意見をつけさせてもらったという経緯でございます。

○議長（土屋 忍君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

ご苦労さまでした。

以上で委員長報告と質疑を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午後 0時 0分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（土屋 忍君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について反対の討論をいたします。

この条例の制定によって、下田市の子育て支援や幼児教育が現状より向上するのかどうかということが判断の基準となろうかと思うわけであります。

どう考えてみましても、国や県、市町村の社会保障としての保育あるいは幼児教育を、公教育を曖昧にするものではないかと思えます。市町の責任によって保育を提供する、つまり保育に欠ける児童に対し現物給付としての保育措置が、利用者と事業者の直接契約をするという現金給付の仕組みに変更されるからであります。保育や幼児教育の市場化に道を開くこと、この問題が発生していくのではないかと、大きな心配がされているところであろうと思えます。

ご案内のように、国は平成24年8月、社会保障・税一体改革により、「子どもを産み育てやすい社会を目指して」という名目で子ども・子育て関連3法を成立させ、子ども・子育て支援制度を創設させたわけであります。この法に従った新たな子育て支援制度を来年平成27年4月より開始するために、各自治体に新たな基準条例化と支援計画の策定を指示しているところであります。

この子ども・子育て新制度については、全国の公立・私立を問わず、保育関係者や保護者から多くの疑問の声が上げられ、反対運動も起きているところであろうと思えます。それは、自治体の保育提供義務を定めた児童福祉法第24条1項による現在の下田市立の認定こども園あるいは下田保育所、下田幼稚園、民間保育所の実施がされております。民間保育所につきましては、これまた皆さんご案内のように市から委託料が支払われ、ここに措置されている子どもたちの保育料は市が徴収するという仕組みになっているわけであります。これが、児童福祉法第24条2項に基づきまして、特定教育・保育施設としての認定こども園、小規模保育などは、基本的に利用者と事業者が直接契約によって進めていく、保育料も事業者が徴収することになるわけであります。やがては自治体の保育提供義務を定めた児童福祉法第24条1項をなくし、公の責任を極めて軽くし、保育サービス業の一つとして企業参入をさせるという経済対策の面をもって強調されている点があるからであります。その仕組みは、市が親の就労時間などによって、受けられるサービスの量を認定すると。その認定証を持って、保護者は保育施設と直接交渉をし入所契約をするというものであります。このような特定教育・保育施設を市が積極的に進める立場に立ったといたしましたら、これは大変な問題であると思えます。

現在、公立の認定こども園、保育所、幼稚園、民間の保育所、ほぼ保育要望は定員的には満たされており、待機児童も、0歳児あるいは1歳児の部分を除いては、ないと言ってもいいかと思うわけであります。

現在の下田市の保育所は、公立・民間保育所を問わず、全て保護者は市に希望する施設を

第一希望、第二希望というように示して入所申し込みをし、市が調整の上入所を決定し、保護者の所得によって保育料が決められており、保護者は下田市に保育料を納めるわけであり、これが新制度では保護者との直接契約のため、経済的に困難が予想される家庭の子や障害がある子が入所拒否されることが起きはしないか、こういう心配もされているところでもあります。また、施設にとっても、市が調整をしないため、自治体が調整をしないため、園児数を確保できない施設も出てくるのではないかと心配がされているところがございます。当面、入所に関しては自治体の調整機能もあると言われておりますが、市の保育責任が薄まっていくという心配をせざるを得ません。

このような認定こども園や小規模保育事業は、深刻な保育所の待機児童対策として打ち出され、逆に、過疎化が進んだ自治体では現行の保育所が定員割れをして認定外となってしまおうと言われているわけでありますが、これらに対応するものだと。しかし、これらの制度はやはり問題があると言わざるを得ないと思います。

特定教育・保育施設としての認定こども園では、保育料を直接施設に支払うことから、新制度で認められている実費上乘せや徴収がされやすく、規定の保育料の上に、さらに保育士の増員など保育内容の質を向上させるための経費が上乘せされるのではないかと、こういう心配もされているところでもあります。保育サービスに格差が持たれる心配はないのかという指摘であります。静岡市では、ご案内のように6月議会におきまして、全ての公立保育所・幼稚園を廃止し、この特定施設としての認定こども園に移行するんだという方向が打ち出されました。静岡市民からは多くの意見やパブリックコメントが出され、反対の声が報道されているところでもあります。

したがって、現行の公立保育所・幼稚園・認定こども園、民間の保育所の存続を強く求め、議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に反対をするものでございます。

認定こども園の設置基準は、静岡県が認可主体ですので県条例等で決められることになるかと予測をいたしますが、県は、パブリックコメントを含め今後議論を巻き起こし、県民の意見が吸い上げられるようにすべきであると思います。既に条例が議決された自治体では、認定こども園や家庭的保育などの設置基準につきましても、国の基準を上回る職員の配置などを盛り込んだ例もあるわけであり、今回の条例提案は、国からの奨励も遅く財政措置も消費増税絡みであるということで、未定の部分があると聞いております。今後、さらによりよい基準をしていただくという点からも、今議会での議決に反対し、十分な討論、審議を進

めた上で決定をすべきものと考えます。

以上の理由で、この条例の制定に反対をします。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 本条例は、主として民間活力を利用して幼児教育・保育を進めていこうというものであります。公のみが保育を進めることがいいのでしょうか。今、例えば下田市においては認定こども園ができ、いずれは下田市に1カ所の保育所にせざるを得ないよ、そういう現状が地方ではあります。しかし、この条例ができ上がることによって、例えば自宅を改造して地域ごとに近所のおばさんが子供を預かって保育をする、こういうことに法的な裏づけができ、必要な公的支援がなされるわけでありまして。また、民間の小規模保育所をつくるのが容易になるわけです。まさに、民間活力を利用した多様な保育を進めることが可能になるのが本条例であります。

全てを税金で賄う、公で賄う、共産主義であれば当然のことでありましょうが、自由な民主主義社会においては、公の教育・保育と民の教育・保育が併存していく、これが自然な姿であろうと思います。それを実施していく本条例に賛成するものであります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第32号 下田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第33号でございますが、下田市の学童保育の現状をより一層前進させる立場から反対の討論をしたいと思います。

議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてですが、これは学童保育に関する条例であるわけであります。

下田市では、下田市放課後児童対策事業実施要綱を定め、平成14年度から下田小学校におきまして学童保育クラブを開設し、平成24年度には月平均22人の利用が、そして25年度には29人の登録があると、こう報告がされているところであります。また、平成20年度からは稲生沢小学校におきましても学童保育クラブが開設をされ、24年度には平均20人、25年度には平均7人の登録であったと、こう報告がされているわけであります。

多くのお母さんや子供たちが学童保育にかかわり、前進をさせていただきたい、こう考えている実態であろうかと思えます。各地区からの放課後の児童クラブの設置の要望が出されているところでもあります。子供たちを鍵っ子にしないというこの保護者の思い、これに応えていく必要があると思うわけであります。

これは、下田市が条例で最低基準を決めることになったわけであります。学童保育のより一層の充実を求めるという点からであります。以下のやはり附帯決議をつけるべきであると、こういう考えから討論に参加をしたいと思いますというわけであります。

その第1は、放課後児童クラブに入室できる児童の年齢が、3年生までだったものが6年生までと拡大をしたことに伴いまして、学校等の既存公共施設を積極的に活用をし、充実をさせていく。先ほどの質問の中では、高学年齢の子供たちの要望はほとんどないよ、潜在化しているのではないかと、こういう指摘もございましたが、やはりきっちりした制度として6年生までの要望を受け入れる体制をつくっていくということが必要ではないかと思ひまして、このような附帯決議をつけるべきだと。

2としまして、子ども・子育てにかかわる事業計画、来年3月、5カ年計画を定める策定に際しましては、子供や保護者、また、議会からの意見が十分反映されるよう、この計画づくりに努めていただきたい、このような附帯決議をつけるべきであるという点から討論をさせていただきます。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 放課後児童健全育成事業については、現在、下田小学校、稲生沢小学校で放課後児童クラブが開かれているわけであります。

地域には、地域の子供は地域で育てたい、こういう思いを持ったお母さん、お父さんのおいでになります。そういう人たちが放課後児童クラブをやるに当たって、市でしっかりとした基準をつくり、施設基準、運営基準をつくり、安心・安全な中で地域で保育ができるように、そういう制度をつくるというのがこの趣旨であります。法に基づいた本条例においては、しっかりとしたその趣旨を踏まえ、できるものであります。

今後、実施に当たりどのような形になるか、それは今後の議論になるところでありまして、現条例において特に附帯決議をつける必要は感じないものであります。現状の条例でしっかり多様な放課後保育ができるようになれば結構なことだろうと思います。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第33号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について反対の討論をいたします。

議第34号で規定されております下田市家庭的保育事業は、保育サービスの格差や子供たち

の安心・安全な保育という点で問題があると思うからであります。

小規模保育事業は19人以下の保育施設で、0歳から3歳未満児が対象の施設であります。そして、A型、B型、C型というランクがあり、保育資格を必要としているのはA型とB型だけで、C型は研修だけで保育資格を必要としていない、こういうことであります。B型でも、資格者は規定の保育所の半分以上と保育士がされているわけであります。保育士資格は3分の1以上とされている現在の認定外保育での子供の死亡事故は、2013年の資料によりまして認可保育所の45倍にも上がっているわけでございます。

国からの補助基準額を見ますと、A型は保育所の69.8%、B型は57.9%、C型に至っては38%であります。保護者の払う保育料も現行の保育料より安くなると言われておりますが、まさに安かろう悪かろうの保育制度になってしまうことでは問題であろうと思います。

保育所型定員20人以上については、認定保育所の運用と同じかそれ以上の基準を定めるべきであるとは私は考えます。具体的には、第15条、食事は「(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理施設又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)」と。自らの施設の中に調理所がなくてもいいと、こういう規定を含んでおりますが、これはまさに削除すべきであると。0歳とか1歳あるいは3歳までの幼児の食事は、その施設で衛生的に賄っていくということが必要ではないかと私は思うわけあります。そして、既にこのことは、保育所行政の中で長い間進められてきて実証済みのことであると思うわけあります。

第16条の食事の搬入(施設)することを認めたことは同様であります。衛生上も問題であろうと思います。

第29条、31条、44条、そして47条の職員の基準については、その1で「乳児 おおむね3人につき1人」はよいといたしましても、2の「満1歳以上3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人」は、公立保育所で実際に行われている5人に1人にすべきであろうと思います。そして、(3)の「満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人」は、15人につき1人というように引き上げていくべきではないかと考えるわけあります。そして、「満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人」、これも20人につき1人にすべきであると考えます。

下田市の保育ニーズを見ましたとき、0歳から1歳の保育要求が出されてくる可能性が強いと思いますが、それ以外の年代のところにつきましては現在の公立保育所の定員で十分賄えると、こういう予測を立てているところであろうと思います。こういう事情から見まして

も、よりよい施設基準を定めていくという観点から、少なくとも以上の改善を図った条例とされるべきと思うわけであります。

この条例の制定については、そのような理由で改善を求め、反対をするものであります。以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について賛成討論を行います。

家庭的保育事業では、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施するための基準を定めるものであります。反対者は、その基準が自分の考えと異なるので反対であるとおっしゃっておるわけですが、国においては、保育の専門家を集め、熟慮し基準を定めたものであります。

個人的には基準はいろいろ考え方はあるのでしょうか。3人に1人がいいという意見もあれば、5人に1人がいい、その基準を個人基準をもって反対するのは自由であります。私は専門家のつくった基準を信頼するものであります。

よって、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に賛成するものであります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第34号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）につきまして反対の討論をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、15目新庁舎建設対策費、13節委託料870万円の追加補正は、一般財源を原資としているものでありますが、新庁舎等建設候補地地形測量業務委託161万4,000円、これは27ページです、予算書の。新庁舎等建設候補地用地測量業務委託238万8,000円、新庁舎等建設候補地地質調査業務委託469万8,000円とされているわけですが、これは削除をし、12款1項1目の予備費に措置するよう予算の修正を求めるべきものであると考えているからであります。

平成25年度決算におきましても、新庁舎建設候補地として土砂崩れの危険がないのか判断するんだということで、346万9,200円で地質調査業務を委託し実施をいたしました。しかし、敷根公園のこの建設地が実質的に棚上げをされたわけでありますので、まさにその点におきましては無駄な支出業務となったと言えると思うわけであります。

平成25年3月市議会において、市長は、敷根公園を含めた新庁舎建設位置の見直しについて、「決定された高台移転が正当なものであれば、そのことを市民の皆様にしかりと説明し、高台移転に疑問があるならば再考の必要を検討すべき」と表明をされました。しかし、平成26年7月29日の説明会においては、現在地案も駅ビル合築案も、そして敷根公園案も、安全性、利便性、経済性の点から見まして不適であるという判断をされ、新たな候補地として敷根地域案を提案されているわけであります。

しかし、皆さん、この案は、下田市新庁舎等建設基本構想基本計画審議会に諮問もしていない第4の案という、いわば市長の私案というべきものではないかと思うわけであります。

平成24年6月25日の本会議におきまして、この審議会の報告書の結論3のところでは、次のように述べられているわけであります。「本件諮問について、当局が提示した下田市新庁舎等建設基本構想（案）につき、この審議会による修正を反映し、また、附帯意見を申し添えた上で、文化交流のネットワークの拠点、防災の拠点としての新庁舎のあり方及び今後のまちづくりの方向性に鑑み、建設位置、規模、機能を初めとする基本構想案の内容について妥当なものであることを認める」、こう答申しているわけであります。敷根公園を建設地として結論づけた、当局としてもこれを認めた。したがって、再度審議会に諮問をし、第4案でいいのかということをお聞きいただかなければならないことは明らかなことではないかと思

うわけであります。敷根地域案のほうが敷根公園案よりも、よりいいんだという審議をしていただく必要が当然あるかと思えます。これらの審議をしないままで調査費の実行をしていくということは、25年度の調査費と同じ、無駄な仕事をすることになる可能性が十分出てくるのではないかと思うわけであります。

さらに、26年8月7日から平成26年9月までに求めましたパブリックコメントを見ても、時間をかけ慎重に市民の合意を図ってほしい、このことが多くのコメントの内容ではないかと思うわけであります。そして、慎重に時間をかけてというのが共通した点ではないかと思えます。より一層の市民の合意を図ってほしい。

安全性におきましても利便性においても、まちの発展から見たこの経済性からいきましても、敷根地域案には私は問題点が多過ぎると。また、他人の土地でもありますので、870万円の調査業務、測量業務は今実施すべきものではないと、こう判断をするものであります。

さらに追加をさせていただければ、安全性につきましても、崩落地、急傾斜地の崩落の危険がある下田富士の側面の斜面の問題、液状化の問題、さらに浸水域との境界域だということからいきまして、災害が起きますとそこに自動車やプロパンガスのボンベが集まってくる、第2次の被害、火災が起きる可能性が十分あるわけであります。

そして、利便性におきましても、まちの発展性から見ましても、この狭隘な谷間に庁舎を持っていったいいのかという多くの疑問が出されていようかと思えます。これらの疑問は一つ一つ説明をしていく必要があるし、説明をしていく必要があろうと思えます。

市長は各地区に出向いてその説明をするんだと、こういう姿勢は評価できるころであります。そういう姿勢をとられるのであれば、なおさらこの予算は予備費に回し、市民の多くの合意を得た上で調査も実施をしていくということが妥当な措置ではないかと私は考えるものであります。

補正予算の全てに反対をするわけではございませんが、この点はぜひとも修正をする、あるいは実際の施行をしない、予算を通してこの実施をしない、合意を得た上での実施の運びをとる等の配慮を当局に求める立場から反対討論をするものであります。

以上です。

○議長（土屋 忍君） 次に、賛成意見の発言を許します。

伊藤英雄君。

〔3番 伊藤英雄君登壇〕

○3番（伊藤英雄君） 議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算につきましては、本委

員会は附帯意見をつけさせていただきました。「新庁舎等建設候補地については、前市長の決定を変更し、市長の提案された候補地も二転三転し、混迷を深めた。こうした経緯から市民の関心も高く、不安も大きく、今回市民懇話会の中で説明されるとのことであるが、これを十分とせず今後も丁寧な説明を繰り返す中で市民合意の形成に努められたい」と。まさしく反対者がおっしゃっているとおり、市民的合意をつくるために説明をしていかなければならない。ただ、説明をするに当たって、その土地は安全なのか危険なのか、危険だとして対策はとれるのかとれないのか、面積は十分にあるのかないのか、こういった事実の確認も何もなしに、ただあの場所がいいんだ悪いんだというのは余りにも安易であろうと思います。

今回の調査費は、まさしくあの場所が候補地として適切なのか適切でないのかを判断するために必要な経費であります。そのことをもって市民に説明する必要があるんだろうと思います。何の事実の確認もないままの市民への説明は、余りにも抽象的であり、無責任なことになるんだろうと思います。

以上の理由によって、議第35号 下田市一般会計補正予算には賛成するものであります。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

鈴木 敬君。

〔5番 鈴木 敬君登壇〕

○5番（鈴木 敬君） 一般会計補正予算について反対の立場から討論いたします。

新庁舎等建設候補地地形測量業務委託、用地測量業務委託、地質調査業務委託費、合わせて866万9,000円の補正予算計上についてであります。

庁舎位置決定と地質調査費との関連性については、決算特別委員会においても議論されました。本来的には、候補地全てについて地質調査を行い、比較検討して位置決定に至るというのが手順ですが、候補地が3つも4つもありますと、予算の都合上、その全部を調査するのは難しい。結局、最終候補地に絞り込んだところの地質調査を行うということになります。今回の敷根民有地がまさしくそれに当たります。しからば、現在候補地となっている敷根民有地が果たして最終候補地と認めてしまってよいものだろうか、幾つかの問題点が指摘されております。

まず、地形的な面からいえば、形式上は津波浸水域外となっておりますが、本当に津波の影響は大丈夫なのかという点、また、候補地周辺は県の指定する急傾斜地崩壊危険箇所であり、土砂災害特別警戒区域に指定される可能性の極めて高い場所であります。

次に、用地取得に関し、隣接所有者との関係が問題となってきます。当然急傾斜地対策あ

るいは土砂災害警戒区域対策に取り組まなければなりません、下田市だけではそれはできません。近隣所有者との協議、近隣所有者と共同で行うことになるのではないかと思います。そのときにスムーズに事が運ぶものなのか。特に隣地には、下田市と不自然な関係にあると言われている企業の所有地が存在します。何を好んで、新たにそのような企業と新たな関係を持つとしなくてもよさそうに思ってしまう。

その他にも敷根民有地案には、狭過ぎるのではないか、あるいは、予想される新庁舎の建物が道路下に建つというのでは下田市のシンボルとしてなり得ないのではないかと等々、いろいろな意見も聞きます。しかし、何より大事なものは、それでは現在地はどうなるのかという点であります。私は、新庁舎建設問題を単に防災上の安全性の問題であるとは思っておりません。下田市新庁舎建設の問題は、まさしく下田市まちづくりの問題です。

毎月毎月、何がしかの企業・事業所が姿を消していく、中心市街地のシャッター通り化、駐車場化はとどまるどころを知りません。雇用を失い生活保護者は増え、また、若い生産年齢人口が町から姿を消していきます。このような下田市の現状を押しとどめ、まちの再生に向かって歩き出す、そのための庁舎建設は、一つの経済的投資行為であると思っております。

そう考えるならば、やはり新庁舎は伊豆急下田駅との合築で、駅や庁舎、現在地を中心に駅周辺地域の再開発と中心市街地の再生に取り組むのが一番よかったと今でもそう思っております。しかし、残念ながら伊豆急行とのコラボレーションは頓挫してしまいました。今となっては、庁舎移転もやむを得ないのかなと思ったりもします。

しかし、それには現在地の跡地利用計画の策定が絶対必要です。市長は、新庁舎が決定し建設事業が完了したら跡地の問題に取り組むと言っておられますが、それでは遅い。下田市の現状はそこまで待っていてくれない。新庁舎建設と跡地利用計画は一体的に進めるべきだと思います。一日も早くそのための跡地利用検討委員会あるいはまちづくり推進実行委員会を立ち上げ、庁舎等移転後のまちの姿を絵に描いていくべきだ、そして市民に提示すべきだと思います。

それをしない、それができないのであれば、単に庁舎を移転するというだけの予算措置であるのであれば、私は賛成するわけにはいきません。くれぐれも緊急防災減災事業債というおいしい餌に食らいついて大局を見失うことのないようお願いをいたします。

以上です。

○議長（土屋 忍君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（土屋 忍君） 起立多数であります。

よって、議第35号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第36号 平成26年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第37号 平成26年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第38号 平成26年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第39号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第40号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第41号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第42号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第43号 平成26年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

次に、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告どおり決することにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第44号 平成26年度下田市水道事業会計補正予算（第1号）は委員長の報告どおりこれを可決することに決定いたしました。

◎発議第5号及び発議第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（土屋 忍君） 次は、日程により、発議第5号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について、発議第6号 建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出について、以上2

件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

沢登英信君。

〔7番 沢登英信君登壇〕

○7番（沢登英信君） ただいま議長から通告のありました意見書2件につきまして、朗読をもって順次説明にかえさせていただきたいと思っております。

なお、提出者、賛成者につきましては、一括して最後に報告をさせていただきます。

発議第5号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、地震財特法の延長に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官に提出するものとする。

平成26年10月6日提出。

提案理由。

地震財特法の延長を求めるため。

地震財特法の延長に関する意見書。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である本市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は平成26年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を始めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避難路・消防施設の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要性が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日。

静岡県下田市議会。

続きまして、発議第6号 建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、建築物の耐震化の促進に関する意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官に提出するものとする。

平成26年10月6日提出。

提案理由。

建築物耐震化促進を図るため、財政支援の強化を求めるため。

建築物の耐震化の促進に関する意見書。

平成25年5月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等については、平成27年度末までに耐震診断を実施し、所管行政庁に報告することが義務付けられるとともに、その結果が公表されることとなった。

また、国においては、建築物の所有者の耐震診断等に係る負担を軽減するため、耐震対策緊急促進事業を創設し、平成27年度末までの間、耐震診断等に要する費用に係る追加支援を行うこととしている。

耐震診断の結果の公表は、当該建築物の所有者、特に、ホテル・旅館等の関係者に大きな不安を与えており、耐震診断の結果の公表に当たっては十分な配慮が必要である。

多くの浸水域を抱え、強震が予想される観光地下田市にとっては、建築物の耐震化を促進することは重要であり、今後、耐震化の取組を加速化していかなければならないが、経営者にとって、多額の費用負担が重荷となっていることから、国による重点的な支援の拡充が必要不可欠である。

よって国においては、耐震診断・耐震改修に係る予算の確保や金融支援の充実、耐震対策緊急促進事業の延長など必要な財政支援の強化を図ることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日。

静岡県下田市議会。

以上2件、提出者、下田市議会議員、沢登英信。以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、伊藤英雄、同じく土屋雄二、同じく鈴木 敬、同じく大黒孝行、同

じく森 温繁、同じく大川敏雄。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（土屋 忍君） 発議第5号及び発議第6号について提出者の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、発議第5号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

次に、発議第6号 建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 質疑はないものと認めます。

発議第5号及び発議第6号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。ご苦労さまでした。

発議第5号 地震財特法の延長に関する意見書の提出についてお諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第5号 地震財特法の延長に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、発議第6号 建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出についてお諮りいたしま

す。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土屋 忍君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第6号 建築物の耐震化の促進に関する意見書の提出については原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（土屋 忍君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

ここで当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） 申しわけありません。閉会前に少しお時間をいただきまして、台風のご報告をさせていただきたいと思います。

台風18号によります公共施設等の被害につきましては、ただいま調査中であります。ご了承いただきたいと思います。

それに対しまして被害の状況が判明をし、緊急に対応すべき場合は予備費によることとし、公共災害の補助対象となります事業規模の大きな被害につきましては、専決補正予算にて対応することとしたいと考えておりますので、議員の皆様にはご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（土屋 忍君） これをもって平成26年9月下田市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、この後、各派代表者会議を2時15分から第1委員会室で開催いたしますので、代表者の方はお集まりください。

午後 2時 6分閉会